

## 泉北地域水防災連絡協議会規約

下線部：変更箇所

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、泉北地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「泉北地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

また、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有も行う。

- 2 前項の「泉北地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「泉北地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「泉北地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 流域治水プロジェクトに関すること
- (6) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (7) 雨量、水位等の情報伝達
- (8) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉北地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) 流域治水プロジェクトに関する事項
- (6) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、構成員より選出した会長職務代理者が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 行政WGは、原則非公開とし行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府鳳土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付 則)

この規約は、平成16年6月17日から実施する。

この規約は、平成24年6月21日から実施する。

この規約は、平成29年12月19日から実施する。

この規約は、平成30年5月29日から実施する。

この規約は、令和元年5月30日から実施する。

この規約は、令和2年5月29日から実施する。

この規約は、令和2年10月14日から実施する。

この規約は、令和3年5月26日から実施する。

この規約は、令和4年3月9日から実施する。

この規約は、令和4年6月14日から実施する。

この規約は、令和5年 月 日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事  
堺市長  
和泉市長  
泉大津市長  
高石市長  
忠岡町長

(自治体関係)

大阪府鳳土木事務所長  
大阪府泉北地域防災監  
大阪府富田林土木事務所長  
大阪港湾局泉州港湾・海岸部総務運営課長  
大阪府環境農林水産部水産課長  
大阪府南部流域下水道事務所長  
大阪府泉州農と緑の総合事務所長  
大阪府和泉保健所長

(国関係)

大阪管区気象台長

(警察機関)

大阪府堺警察署長  
大阪府北堺警察署長  
大阪府西堺警察署長  
大阪府南堺警察署長  
大阪府黒山警察署長  
大阪府中堺警察署長  
大阪府泉大津警察署長  
大阪府和泉警察署長  
大阪府高石警察署長

(消防機関)

堺市消防局長  
和泉市消防長  
泉大津市消防長  
忠岡町消防長

(占用事業者)

関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪南総務部 南大阪地域統括長  
西日本電信電話株式会社 関西支店 災害対策室長  
大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部長  
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社 支社長 王務次長  
南海電気鉄道株式会社 施設部(工務担当)課長  
阪堺電気軌道株式会社 技術課長  
泉北高速鉄道株式会社 技術部工務課長

(陸上自衛隊)

陸上自衛隊信太山駐屯地 第37普通科連隊 第3科長

【オブザーバー】

国土交通省近畿地方整備局河川部 河川計画課長

(別表2)

(自治体関係)

大阪府泉北地域防災監  
大阪府鳳土木事務所 建設課長  
大阪府事業調整室 都市防災課 参事  
大阪府河川室 河川整備課 参事  
大阪府下水道室 事業課長  
大阪府南部流域下水道事務所 建設課長  
大阪港湾局泉州港湾・海岸部総務運営課 危機管理担当課長代理  
大阪府環境農林水産部水産課 企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐  
大阪府泉州農と緑みどりの総合事務所 地域政策室長  
大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課 参事  
大阪府都市整備部 建築指導室 審査指導課長  
大阪府危機管理室防災企画課参事  
堺市危機管理室長  
堺市土木部長  
堺市下水道管路部長  
和泉市危機管理部危機管理部長  
和泉市都市デザイン部長  
和泉市上下水道部長  
泉大津市危機管理監  
泉大津市都市政策部長  
高石市危機管理監  
高石市土木部長  
忠岡町町長公室長  
忠岡町産業まちづくり部長

(国関係)

大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

【オブザーバー】

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長補佐

(別図)

